

2 1 . 5 2

出願人の表示の訂正について

1. 出願人の表示の訂正について

願書に記載された出願人を変更（追加、削除）する補正は、出願の主体の変更となるので認めない。

ただし、出願人の表示の誤記（脱漏を含む）を訂正する場合において、誤記の理由を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、書類全体から判断し、出願の主体の変更とならない場合に限り、その補正を認める。

なお、合併により消滅した法人又は死者の名義により出願をした場合は、誤記の理由を記載した書面に加えて、登記事項証明書又は戸籍謄本及び住民票の提出をそれぞれ求める。

2. 出願人の記載順序の変更について

出願人の記載順序を変更する場合において、出願人の順序の変更（出願人の記載内容に変更なし）である旨を記載した書面を添付した手続補正書が提出されたときは、その補正を認める。

（注）電子情報処理組織を使用して手続補正書を提出する場合、上記の書面は手続補正書に添付して提出する。また、「誤記の理由を記載した書面」又は「出願人の順序の変更である旨を記載した書面」については、当該書面に記載すべき事項を手続補正書の【その他】の欄に記載した場合は、添付を省略することができるものとする。

（改訂令和4・10）